

うきは市告示第71号

令和元年第3回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

令和元年 8月28日

うきは市長 高木 典雄

記

1 期 日 令和元年9月6日（金）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

○開会日に応招した議員

佐藤 茂和君	組坂 公明君
佐藤 裕宣君	野鶴 修君
竹永 茂美君	岩淵 和明君
鑑水 英一君	熊懷 和明君
中野 義信君	佐藤 湛陽君
上野 恭子君	伊藤 善康君
江藤 芳光君	櫛川 正男君

○9月9日に応招した議員

○9月10日に応招した議員

○9月26日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和元年 第3回(定例)うきは市議会会議録(第1日)

令和元年9月6日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和元年9月6日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程(報告第6号から報告第7号まで2件、議案第57号から議案第86号まで30件、請願第3号から請願第4号まで2件、陳情第2号1件)
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告(総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会)
- 日程第7 決算特別委員会の設置について
- 日程第8 決算特別委員会への議案審査付託
- 日程第9 報告第6号 平成30年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第10 報告第7号 うきはの里株式会社の経営状況について
- 日程第11 議案第58号 令和元年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第59号 令和元年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第60号 令和元年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第61号 令和元年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第62号 令和元年度うきは市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第63号 令和元年度うきは市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第64号 令和元年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第65号 令和元年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第66号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第20 議案第69号 市有財産の貸付けについて
- 日程第21 議案第70号 市有財産の貸付けについて
- 日程第22 議案第73号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第74号 うきは市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第24 議案第76号 うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 請願・陳情の委員会付託（請願・陳情文書表）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程（報告第6号から報告第7号まで2件、議案第57号から議案第86号まで30件、請願第3号から請願第4号まで2件、陳情第2号1件）
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告（総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会）
- 日程第7 決算特別委員会の設置について
- 日程第8 決算特別委員会への議案審査付託
- 日程第9 報告第6号 平成30年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第10 報告第7号 うきはの里株式会社の経営状況について
- 日程第11 議案第58号 令和元年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第59号 令和元年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第60号 令和元年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第61号 令和元年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第62号 令和元年度うきは市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第63号 令和元年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第64号 令和元年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第65号 令和元年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第66号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第20 議案第69号 市有財産の貸付けについて
- 日程第21 議案第70号 市有財産の貸付けについて
- 日程第22 議案第73号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第74号 うきは市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第76号 うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例の制定について

日程第25 請願・陳情の委員会付託（請願・陳情文書表）

出席議員（14名）

1番	佐藤 茂和君	2番	組坂 公明君
3番	佐藤 裕宣君	4番	野鶴 修君
5番	竹永 茂美君	6番	岩淵 和明君
7番	鎌水 英一君	8番	熊懷 和明君
9番	中野 義信君	10番	佐藤 湛陽君
11番	上野 恭子君	12番	伊藤 善康君
13番	江藤 芳光君	14番	櫛川 正男君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	石井 良忠君	記録係長	宮崎 恵君
記録係	伊藤 諒平君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	今村 一朗君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	楠原 康成君
総務課長	田籠 正規君	監査委員事務局長	松尾 正和君
会計管理者	田尻栄三郎君		
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			石井 孝幸君
企画財政課長	中野昭一郎君	税務課長	山崎 秀幸君
徴収対策室長	白石 孝博君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長			松岡 美紀君
保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	末次ヒトミ君
住環境建設課長	江島 高治君	水資源対策室長	吉松 浩君
うきはブランド推進課長			樋口 秀吉君

農林振興課長兼農業委員会事務局長	石井	太君		
浮羽市民課長	園田	隆彦君		
生涯学習課長	井上	理恵君		
総務法制係長	宮崎	哲工君		
		学校教育課長	瀧内	教道君
		自動車学校長	高木	慎君
		財政係長	江藤	良隆君

午前9時00分開会

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。着席。

○議長（榎川 正男君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和元年第3回うきは市議会定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（榎川 正男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に2番、組坂公明議員、3番、佐藤裕宣議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（榎川 正男君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本市議会定例会の会期は、本日9月6日から9月26日までの21日間にした
いと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日9月6日から9月
26日までの21日間と決定いたします。

日程第3. 諸報告

○議長（榎川 正男君） 日程第3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をいたします。

お手元に配付をしています諸般の報告文書をごらんください。

6月28日、うきは久留米環境施設組合議会が開催されました。

以下、各総会等が開催されましたので、御報告しておきます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますのでごらんください。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がありましたら、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。

議員の皆様には常日ごろより市政運営に御理解と御協力をいただいておりますことを、まずもってお礼を申し上げます。

本9月定例会は、条例の制定や補正予算並びに平成30年度決算の認定などに関して御審議をお願いするわけではありますが、第2回定例会以降、本日までの重立った事業等の報告につきましては、今回よりお手元の資料の配付にかえさせていただきたいと思っております。どうかよろしく願います。

○議長（櫛川 正男君） 以上で行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第4. 議案上程

○議長（櫛川 正男君） 日程第4、議案の上程を行います。

報告第6号から報告第7号まで2件、議案第57号から議案第86号まで30件、請願第3号から請願第4号まで2件、陳情第2号1件を上程いたします。

日程第5. 市長の提案理由説明

○議長（櫛川 正男君） 日程第5、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、令和元年第3回うきは市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙中にもかかわらず御参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、ことしの梅雨入りは平年より21日遅い6月26日で、統計がある1951年以降では最も遅い梅雨入りとなりました。梅雨明けは平年より5日遅い7月24日で、昨年と比べても15日遅くなっております。しかし、梅雨の期間は1951年以降で5番目に短い28日間でありました。梅雨末期の7月18日から20日にかけて、東シナ海から公海を北上した台風5号の影響で福岡地方は風速15メートルの強風域に入り、大気の状態が非常に不安定な状況が22日まで続きました。参議院選挙投票日の7月21日は久留米市、小郡市を中心に大雨となり、平年の7月の1カ月間に降る雨に相当する雨が1日で降り、観測史上1位を記録しております。うきは市でも市道と市管理の河川がそれぞれ1カ所被災し、災害復旧に必要な予算を本議会の補正予算に計上させていただいております。

また8月26日朝には、九州南部付近にあった前線が、27日には対馬海峡付近にまで北上し、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、九州北部は大気の状態が不安定となり、27日から28日にかけて、筑後地方では記録的な大雨となりました。この前線に沿って発生した線状降

水帯が28日明け方から朝にかけて猛烈な雨を降らせ、小郡市と大刀洗町を除く筑後地方に大雨特別警報が発表されました。うきは市でも26日の降り始めから28日までに中山間地域において400ミリの大雨となり、河川の水位も隈上川、巨瀬川においては、氾濫危険水位近くまで増水をいたしました。

今回の8月28日の大雨による被害は現在、調査、確認を急いでいるところでございます。幸いにも人的被害はありませんでしたが、家屋被害として床上、床下浸水が発生しており、公共土木施設においては、市が管理する河川、道路、農道、林道においても被害が発生しております。また農地、農作物などにも被害が出ているところであります。詳細につきましては、調査等がまとまり次第、後日報告をさせていただきます。

災害は進化すると言われております。温暖化や気候の変動などから、日本から遠く離れた台風の影響も受けることが多くなりました。進化する災害は、これまでの経験による対応だけではなく、状況に応じたしなやかな対応が必要と考えられます。現在、台風13号、15号の動向が気になりますが、日本に接近、上陸する台風はこれからが本格的な季節となります。引き続き警戒を怠ることなく対応していく必要があります。そのためには、不断の訓練と備えが何よりも重要であると認識しております。今後とも災害に強いまちづくりを推進し、防災対策に万全を期してまいりたいと考えております。

我が国の経済に関してであります。内閣府は国全体のマクロ経済の状況を明らかにするため、四半期ごとの国内総生産——GDP成長率を発表しております。8月9日に発表された2019年4月期から6月期GDP速報では、実質成長率は前期比プラス0.4%、年率に換算するとプラス1.8%と、3期連続のプラス成長となっております。名目成長率は前期比プラス0.4%、年率に換算するとプラス1.7%となり、名目GDPは557兆8,000億円と過去最高を更新しております。海外経済の減速などから外需はマイナスとなったものの、内需の柱である個人消費と設備投資は顕著に増加し、内需を中心とした緩やかな回復を示す結果となっております。先行きにつきましては、当面、海外経済の影響は残ると見られますが、雇用、所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復が続くことが期待されているところであります。

また7月の日本銀行の地域経済報告によりまして、九州、沖縄の景気は緩やかに拡大している状況となっております。そのような中、8月30日に令和2年度の国の概算要求が締め切れ、一般会計の総額は、これまで最高だった今年度の102兆7,658億円を上回って105兆円前後になる見通しで、6年連続で100兆円を超える予算要求となっております。ことしの10月に予定されております消費税率10%への引き上げに向けた景気対策につきましては、概算要求とは別枠で加わるため、当初予算は、今年度に続きまして100兆円台になるとの見込みが確実にとなっております。

内閣府と内閣官房などの地方創生関係の令和2年度概算要求は、前年度当初予算比20.2%増の1,262億円が計上されました。新規予算として、関係人口創出拡大のための対流促進事業に1億円、地方におけるSociety 5.0の実現に7億円が新たに追加されております。地方創生推進交付金の総額は、今年度当初予算と比較して200億円多い1,200億円となっております。東京一極集中の是正に向け、地方への移住、起業、就業の支援や先端技術を活用した地域活性化に取り組む自治体に対して支援することとしております。

このような国の動きを受け、うきは市におきましても、地方創生の取り組みとあわせて、第2次うきは市総合計画及びうきは市教育大綱等に位置づけられた事業の実施を通じて、活力と魅力ある、うきは市の形成に向け今後も取り組みを加速しつつ、引き続き、事業を進めてまいりたいと考えております。

これらの事業の実現に当たりましては、議会との連携が重要だと、このように思っております。引き続き、議員の皆様のご理解、御協力のもと、将来像であります、「うきはブランドを絆で結ぶ しあわせ彩る うきは市」を目指して、議員の皆様と一丸となって努めていく所存でございますので、引き続き、よろしくお祈りを申し上げます。

さて、本日提案しております議案は、条例案件6件、人事案件1件、予算案件9件、決算案件10件、報告案件2件、その他の案件4件となっております。

まず、報告第6号は、平成30年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について報告を行うものでございます。

報告第7号は、うきはの里株式会社の経営状況についてであります。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成30年度の経営状況について報告を行うものでございます。

議案第57号から議案第65号までは、令和元年度補正予算についてであります。

議案第57号は、令和元年度うきは市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億3,530万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160億7,625万9,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、子ども・子育て支援臨時交付金2,506万2,000円、国庫補助金6,841万円、県補助金1億8,698万円、財産運用収入7,840万6,000円、基金繰入金3億8,558万6,000円、市債1億3,103万9,000円の増額補正と、地方交付税4,311万6,000円、繰越金2億1,193万5,000円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費1億6,660万8,000円、民生費では社会福祉

費 6 2 1 万 2, 0 0 0 円、児童福祉費 1, 0 2 3 万 6, 0 0 0 円、生活保護等対策費 1 5 7 万 9, 0 0 0 円、農林水産業費では農業費 1 億 3, 6 9 6 万 5, 0 0 0 円、林業費 6, 0 7 9 万 5, 0 0 0 円、商工費では商工費 1 0 0 万円、土木費では道路橋りょう費 4, 2 5 1 万円、住宅費 2 9 0 万円、教育費では総務教育費 7 6 4 万 8, 0 0 0 円、小学校費 1 億 8, 6 8 0 万 9, 0 0 0 円、社会教育費 1 9 3 万 6, 0 0 0 円、災害復旧費では公共土木施設災害復旧費 1, 3 1 0 万円の増額補正と、諸支出金では特別会計繰出金 3 0 0 万円の減額補正を計上いたしております。

議案第 5 8 号は、令和元年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7, 3 6 7 万 7, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 0 億 1, 2 8 4 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。

歳入は、繰越金 7, 3 6 7 万 7, 0 0 0 円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、基金積立金では基金積立金 6, 9 9 9 万 9, 0 0 0 円、予備費 3 6 7 万 8, 0 0 0 円の増額補正を計上いたしております。

議案第 5 9 号は、令和元年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 4 4 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 2 6 5 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

歳入は、繰越金 2 4 4 万 2, 0 0 0 円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、予備費 2 4 4 万 2, 0 0 0 円の増額補正を計上いたしております。

議案第 6 0 号は、令和元年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 8 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 4 6 8 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。

歳入は、繰越金 7 8 万 3, 0 0 0 円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、予備費 7 8 万 3, 0 0 0 円の増額補正を計上いたしております。

議案第 6 1 号は、令和元年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 9 3 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3, 2 9 8 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。

歳入は、繰越金 2 9 3 万 8, 0 0 0 円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、学校費では事業費 2 9 3 万 8, 0 0 0 円の増額補正を計上いたしております。

議案第62号は、令和元年度うきは市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,260万1,000円とするものでございます。

歳入は、他会計繰入金100万円の増額補正と、基金繰入金92万2,000円、繰越金14万5,000円の減額補正を計上いたしております。

歳出は、予備費6万7,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第63号は、令和元年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ12億4,652万8,000円とするものでございます。

歳入は、繰越金569万8,000円の増額補正と、他会計繰入金400万円の減額補正を計上いたしております。

歳出は、総務費では維持管理費104万4,000円、下水道事業費では公共下水道事業費39万6,000円、予備費25万8,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第64号は、令和元年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,732万6,000円とするものでございます。

歳入は、繰越金58万1,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、予備費58万1,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第65号は、令和元年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ46万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,926万9,000円とするものでございます。

歳入は、繰越金28万1,000円の増額補正と、基金繰入金74万6,000円の減額補正を計上いたしております。

歳出は、予備費46万5,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第66号は、人権擁護委員の推薦についてであります。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、任期満了に伴う、うきは市人権擁護委員4名の推薦について、議会の意見を求めるものでございます。

議案第67号は、うきは市道路線の認定についてであります。

道路法第8条第2項の規定により、新設による、うきは市道路線の認定2件について、議会の議決を求めるものであります。

議案第68号は、うきは市道路線の変更についてであります。

道路法第10条第3項の規定により、うきは市道路線の変更2件について、議会の議決を求めるものでございます。

議案第69号は、市有財産の貸付けについてであります。

市有財産を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第70号は、市有財産の貸付けについてであります。

前議案同様に市有財産を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第71号は、うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関して必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

議案第72号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

前議案と同様の理由により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、改正が必要となる11の条例の一部改正を一括して行うものでございます。

議案第73号は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことにより、成年被後見人等の資格、職種、業務等から一律に排除する欠格条項について見直しを行うもので、改正が必要となる5つの条例の一部改正を一括して行うものでございます。

議案第74号は、うきは市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、うきは市印鑑条例の一部を改正するものでございます。

議案第75号は、うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、

うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

議案第76号は、うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

議案第77号から議案第85号までは、平成30年度の一般会計及び8つの特別会計の歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第86号は、平成30年度浮羽老人ホーム組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成31年3月31日をもって解散をいたしました浮羽老人ホーム組合の解散後の事務をうきは市が承継したことに伴い、地方自治法第292条により準用する地方自治法施行令第5条第3項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に、担当課長より改めて御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（**櫛川 正男君**） 提案理由の説明が終わりました。

日程第6. 委員会調査報告

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第6、委員会調査報告を行います。

本件につきましては、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会より、閉会中の継続調査申し出がございましたので、その調査報告を求めます。

初めに総務産業常任委員会の調査報告を求めます。9番、中野総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（**中野 義信君**） それでは、総務産業常任委員会の委員会調査報告をさせていただきます。

令和元年第2回うきは市議会定例会において、閉会中の継続調査申し出の所管事務調査を行ったので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、下記のとおり報告する。

3つのことで、調査テーマにつきましては、1つが消防団活動に関する調査、それから自治協議会の活動に関する調査、それから地方創生推進に関する調査ということで3つの調査をやって

おります。お手元に資料を上げておりますので説明をしたいと思いますが、非常に資料についても8ページなり9ページ、最後の資料もついておりますので、そういった中で非常にこれを一々申し上げますと長くなりますので、約10分程度時間をいただきまして報告をさせていただきたいと思っております。

まず、消防団活動に関する調査ということで、7月11日に市役所の3階で行っておりますが、これは担当課であります市民協働推進課を中心に行っております。

調査の要旨につきましては、うきは市消防団は、災害から市民の生命財産を守る組織として地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っている。全国各地で災害が多発しており、消防団の動員力や即時対応力に期待が高まる一方で、団員確保は重要な課題である。組織の現状等について調査を行い、消防団正副分団長及び本部幹部との意見交換会を行ったということでございます。

2ページには、まず主な年間行事のこと、それから費用弁償等の支給について、それから、地域団員制度についていろいろ担当のほうから説明をいただいております。

次に3ページ、正副分団長との意見交換会、それから本部幹部との意見交換会をそれぞれ8月2日と8月19日に行っております。これは何で別日に行ったかということでございますけれども、なかなかそれぞれの立場がありますから、合同ではなかなか意見が出ないだろうというようなことで別々にさせていただいております。それぞれの意見交換会に出された意見につきましては最後のページにつけておりますので、それを読んでいただきたいというふうに考えております。

所見ということで、3ページの下のほうに書いておりますけれども、消防団の皆さんは、災害から住民の生命と財産を守るという大きな役割を果たしていただいている。しかし、近年、消防団員の確保が年々困難になってきている中——それで団員確保ということですね——市議会に対して、ことしに入り二度にわたって消防団に関する投書があっている。委員会では、今後の団員確保という観点からも次の3点に絞り、消防団正副分団長及び本部幹部との意見交換会を行ったということでございます。特に分団長については、分団長だけの意見ではなくして、一般団員の意見もそれぞれ分団で聞いてくるようにということで出席をお願いしておりました。1番目には、①ですけれども、全体行事や分団活動にかかわる団員の負担軽減について、それから、②で消防操法大会について、3番目に団員確保についてということでございます。各意見については、委員会で集約をいたしまして全協なりに報告し、市なり本部幹部への要望を行っていきたいということでございます。先ほど申しましたように、一番最後に資料をつけておるところでございます。

それから、4ページに移らせていただきます。

自治協議会の活動推進に関する調査ということで、特に自主防災組織の関係ですけれども、

8月20日に調査を行っております。

調査の要旨につきましては、近年では気候変動の影響により、既存の想定を上回る災害の発生や、これまで災害が発生しないと思われてきた地域においても災害の発生が懸念されている。大規模災害が発生したとき、公的機関による支援が届くまでの間、地域住民が自主的に防災活動を行うことが重要となる。平成29年4月、総務産業常任委員会調査では、自主防災組織の体制・機能の早期確立を指摘していたところである。その後のうきは市の自主防災組織の現状について調査を行った。

調査の内容について、あるいは意見につきましては、4ページから5ページにQアンドA方式で出しておるところでございます。

(6) が所見ですけれども、平成29年4月委員会調査では、自主防災組織体制・機能の早期確立を指摘しておりましたけれども、当時は158行政区の中で85団体が組織されており、結成率は53.8%であったということで報告を受けておりますが、現在は158行政区のうち125団体が組織されており、結成率は79%となった。平成30年から、担当課では自主防災組織代表者講習会等を開催し、組織の目的や活動のあり方について、日本防災士機構久留米支部と連携して取り組んだ結果だったというふうに思われます。今後、防災組織のさらなる結成率向上と災害発生を具体的に想定した防災訓練の開催を望むところでございます。

次に、地方創生推進に関する調査。

日時につきましては、8月20日でございますけれども、この調査につきましては、厚生文教委員会と関連した部分がありますし、議員としてお互いに理解をするということで、例年合同で行っておるところでございます。

6ページには、一番上に調査の要旨ということで、地方版総合戦略うきは市ルネッサンス戦略の平成30年度の事業実施について調査を行っております。事業の内容につきましては、その6ページの表に書いておるとおりでございますし、さらに7ページにつきましても、それぞれQアンドA方式でいろいろ出させていただいております。

それで、最後の8ページになりますけれども、所見ということですが、平成27年度から地方版総合戦略の策定段階から事業推進段階の本年度予定までの5年間で、地方創生推進交付金が7億1,560万5,000円となっております。今回は、主には30年度の事業内容と決算状況について説明を受けております。さらに、うきは市の関係人口創出事業、重要業績評価指標——KPIの進捗状況、人口ビジョンの検証、地域経済分析システム——RESASの検証を行っております。第2期——2020年から2024年ですけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本方針が閣議決定されております。これにつきましても、特にこれから先の大事なことでございますので、しっかりと積極的な対応を願いたいということでございます。

以上で、総務産業委員会からの報告を終わらせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

次に、厚生文教常任委員会の調査報告を求めます。10番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） それでは、厚生文教常任委員会からの報告でございますが、お手元に資料が配付されておりますけど、これは、しますと若干時間が長いもので、口述としてから、今から述べさせていただきたいと思います。

令和元年第2回うきは市議会定例会において、閉会中の継続調査申し出の所管事務調査を行ったので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、次のとおり報告します。

このたび、厚生文教常任委員会の閉会中調査といたしまして、3つの項目について実施しました。

まず1つ目の調査は、子育て支援に関する調査になります。

調査実施日は、令和元年7月10日水曜日、調査場所並びに出席者は記載のとおりです。

調査目的については、平成30年4月に幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が改定されました。今回の大きな狙いは、幼児教育の目的を明確にし、共有化することにあります。国は10月から幼児教育・保育の無償化をスタートし、あわせて教育・保育の質の向上を目指しています。そうした中、現場の保育士は自己研さんにより専門性をさらに高めることが求められる一方、最近では発達障害の子供がふえており、無償化によって入園希望児がふえ、ますます保育士不足が懸念されています。

そこで、今回は5つのテーマについて市内の保育所関係の方々に御意見を伺いました。

次に調査結果であります。1から5まで、その場に出た意見を載せておりますので、詳細については御確認いただきたいと思います。中でも意見が多かったものは、親の育児能力が低いことが子供の成長と発達にも影響している点です。保育士は、これまでの経験から児童や保護者の様子を観察することで早期に異変に気づき、各関係機関と連携を図り支援につなげていることが伺えました。

最後に所見であります。今回は懇談方式で保育現場の責任者と率直な意見交換を行い、子供の取り巻く課題を把握しつつ、市の子育て環境づくりの参考にしたいとの思いから実施しました。保育の質の向上を進めるに当たっては、その重要性や方向性を保育の見える化を通じて、現場の職員だけではなく保護者や地域住民、経営者等、全ての関係者が理解を共有することが必要であ

ります。また、子供や保護者など当事者の声を聞くこともさることながら、公開保育等により他の保育所職員など外部の声を聞いたり、外部の評価を実施することも必要です。

市では、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした第2期うきは市子ども・子育て支援事業計画を策定しようとして取り組んでいます。RESASの分析によると、子育て世代の転入超過が起きていることが分析されている一方、子供の出生数がここ数年230名程度で推移していたものが、昨年は186名と大きく減少している実態もあります。第1期計画で定めた行動目標をどう評価し、問題解決に向けて第2期計画にどう反映するのか、所管委員会としてしっかり監視し、検証したいと思います。

次に2つ目の調査は、自治協議会の活動推進に関する調査になります。

調査実施日は令和元年8月20日火曜日で、調査場所並びに出席者は記載のとおりです。

調査目的については、本年1月から2月にかけて実施した「市民皆さんとの意見交換会」において、地域住民からさまざまな御意見、御要望を頂戴しました。その中で地域包括ケアシステムの構築に向けた御意見、高齢者の買い物弱者対策を求める御要望が多く寄せられ、議会としても意見を添えて市長への要望書を提出した経過があります。全国で高齢者が加害者となる痛ましい事故が相次ぎ、運転免許証の自主返納が大きな流れとなっている中、公共交通が発展していない地域では車がないと生活ができない実情があります。昨年10月に交通弱者対策に関する調査を実施し、議会においても報告しましたが、その後の進捗状況を確認するため総務産業常任委員会と合同で調査を行いました。

次に調査結果であります。各自治協議会における移動支援の活動状況として、江南地区では、地域包括ケアシステムの協議の場づくりについて話し合う中で、地域の課題に高齢者の移動支援が課題として出され、先進地を視察するなどしました。平成30年度に国の補助事業を活用して軽自動車を購入し、本年2月試行運転を経て、6月から本格的に移送サービスを開始しています。車検、修繕費、車両保険料等については、自治協議会への活動費に上乗せした形で市が負担しており、ガソリン代や駐車料等の実費負担については、事前にチケットを購入したり年会費を納めたりして住民が負担しています。

福富地区では、同じく協議の場づくりを話し合う中で、総合事業の通所型サービスBの補助事業「健康サークルほっこり」を立ち上げ、その参加者に対して、小学校の統廃合に伴うスクールバスを活用して本年4月から送迎を行っていました。公用車であるので燃料費や車検、修繕費等は市が負担し、住民に利用料は求めています。

御幸地区では、同じく保健課の事業「脳の健康教室」の参加者に対し、スクールバスを活用して平成30年11月から送迎を行っています。福富地区と同様に利用者の負担はありません。

次に、妹川地区でも協議の場の設置に当たり、住民アンケートで要望が多かった移動支援を実

施する上でスクールバスを活用し、本年5月から試行運転を始めています。利用者も毎月ふえており、5月で延べ17名だったのが7月では107名となっていました。

最後に小塩地区であります、他の地区と比べていち早く平成30年10月に生活支援バスとして移動支援を始めています。車両は10人乗りの乗用車で、平成28年度に総務省の過疎地域等自立活性化推進交付金を活用して購入していると説明がありました。車両の維持経費については市の負担はなく、全て自治協議会の活動費から負担しているようです。毎月第2・第4金曜日の予約制で利用者の負担はないということでした。

なお各地区とも運転手はボランティアであり、市の自動車学校の協力を得て講習会を行っているとのことでした。

最後に所見であります、今後、地方では人口減少に伴うバス路線等の縮小、廃止が見込まれ、移動手段を持たない交通弱者はますます増加すると考えられます。市は、既存の公共交通を維持しながら、江南地区での取り組みのように、地域のニーズに応じて住民が主体となる移動支援の普及を図っていくとしています。

調査において判明したことは、地域によって市からの支援の仕方にばらつきがあり、現在のスクールバスを用いたやり方にも限界があるということ。そして体制についても不十分で、ボランティア確保もままならない状況が続いていることです。公共交通の共通する課題は、現在の取り組みが地域のニーズに即したきめ細やかな支援となっているのか。そして、料金や路線の設定についても利用増を図る観点から、住民の満足度向上を図っているのか。この2点ではないかと思えます。地域ごとに交通事情はさまざま、住民にわかりやすい公共交通マップや運行情報を提供するなどして、公共交通に対する積極的な意識づくりが公共交通を維持していく上で不可欠であります。このことがひいては地域経済の活性化や暮らしの充実など、幅広い影響を持つのではないかと考えさせられる調査となりました。

次に、3つ目の調査は地方創生推進に関する調査となります。

調査実施日は令和元年8月20日火曜日で、調査場所並びに出席者は記載のとおりです。

調査目的については、平成27年9月に策定されたうきは市ルネッサンス戦略の計画期間が本年で5年目を迎えます。市で定めた3つの基本理念と4つの基本方針に沿ってさまざまな事業を展開し、住みよいうきはの実現を目指していますが、これまでに総額約12億8,000万円の事業費を費やし、国から交付金として約7億1,000万円の補助をいただいておりますが、それだけの大金を税金で支出したことに見合う効果はあったのか議会として検証するために、総務産業常任委員会と合同で調査を行いました。

次に調査結果であります、合同での調査になりますので報告書を御参照していただきたいと思えます。

最後に所見であります。今回の調査においてK P Iの達成状況が報告されましたが、委員からは、庁内評価をきちんと行えているのか疑問も呈されました。各課で評価を共有し、限られた人員の中でどこに力を注ぐのか、事業の取捨選択、P D C Aサイクルに基づく改善を図っていかないと目標達成は難しいのではないかと考えます。若者が就学をきっかけに転出することはとめられません。また戻ってきたいと思えるふるさと教育や働く場の確保など、魅力あるまちづくりを進めていくことが大切ではないかと思えます。次期計画では、地方への人の流れをつくる関係人口の創出拡大、新しい時代への対応としてS o c i e t y 5 . 0やSDG sなど、新たなワードが示されていますが、本質としてはやはり地域で活躍できる人材の育成であり、行政だけではなく地域づくりを担う組織や団体との協力・連携が、今後地方が生き残っていくために不可欠であることが伺えました。

以上、厚生文教常任委員会からの報告といたします。

○議長（榎川 正男君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で、厚生文教常任委員会の調査報告を終わります。

日程第7. 決算特別委員会の設置について

○議長（榎川 正男君） 日程第7、決算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。平成30年度うきは市一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに平成30年度浮羽老人ホーム組合一般会計歳入歳出決算の審査を行うため、議員全員による決算特別委員会を設置したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議員全員による決算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りします。決算特別委員会の委員長及び副委員長の選出については、議長の指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議長の指名推選で行うことに決定いたします。

決算特別委員会の委員長に13番、江藤芳光議員、副委員長に9番、中野義信議員を指名して

決定いたします。

日程第8. 決算特別委員会への議案審査付託

○議長（櫛川 正男君） 日程第8、決算特別委員会への議案審査付託を議題とします。

お諮りします。議案第77号平成30年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第86号平成30年度浮羽老人ホーム組合一般会計歳入歳出決算の認定についてまでの10件を決算特別委員会へ審査付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号から議案第86号までの10件を決算特別委員会へ審査付託することに決しました。

日程第9. 報告第6号

○議長（櫛川 正男君） 日程第9、報告第6号平成30年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 議案書の1ページをお開き願います。

報告第6号平成30年度財政健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、事前配付をしております平成30年度財政健全化判断比率算定資料とあわせて説明をさせていただきます。

財政健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための財政指標となるものでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定によりまして、地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに健全化判断比率並びにその算定の基礎となる書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し公表しなければならないと定められております。

議案書の2ページをお開きいただきたいと思いますが、指標につきましては実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率、この4つでありまして、施行令第7条に基づきまして、それぞれに早期健全化基準が定められております。この比率のいずれかが基準以上である場合には、財政健全化計画を議会の議決を経て策定をして、国・県への報告が必要になってくるところでございます。また、将来負担比率を除く3つの比率には財政再生基準が定められておりまして、これも、比率のいずれかが基準以上である場合には、財政健全化計画と同様に財政再生計画の策定が必要になってまいります。さらに、総務大臣の許可を得なければ地方債の発行ができなくなるなどの制約が課されるということになってまいります。

それでは、算定資料のほうで4つの比率を説明させていただきたいと思います。

資料のほうの1ページをごらんください。

まず、実質赤字比率でございます。こちらは算式のとおり、標準財政規模に対する一般会計等の実質収支における赤字額の比率ということになります。

分母となります標準財政規模とは、標準税収入額等と普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額、この3つの合計額であります88億4,559万円になります。一方、分子となります一般会計等の実質赤字額は、本市の場合、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計及び自動車学校特別会計の3会計を合わせたものになりまして、3会計の実質収支の合計額は1億7,538万7,000円の黒字になっております。実質赤字比率につきましては、赤字額が生じなければ当該比率も生じないということになりますので、本市の実質赤字比率の欄につきましては、議案書2ページのとおり、横棒表記になっておるところでございます。

なお、実質赤字比率における早期健全化基準は、市町村の財政規模に応じて定められておるところで、本市の場合、13.55%になります。また、財政再生基準については、市町村は一律20%となっております。

次に、連結実質赤字比率でございます。

資料の2ページをお開き願います。

連結実質赤字比率は、特別会計を含めた全会計を対象として実質赤字比率を求めるものになってまいります。本市の場合、一般会計等から簡易水道会計までの実質収支の合計額は2億8,092万6,000円の黒字になっております。そのため、議案書2ページのとおり、実質赤字比率と同様に、連結実質赤字比率につきましても横棒表記になっているところでございます。

なお、連結実質赤字比率における早期健全化基準は、実質赤字比率の早期健全化基準に5%を加算するため18.55%、財政再生基準は、実質赤字比率の財政再生基準に10%を加算して、市町村は30%と決められております。

次に、実質公債費比率でございます。

資料は3ページになります。

これは、標準財政規模に対する一般会計等が負担をする地方債の元利償還金等の比率でありまして、普通交付税算定に用いる基準財政需要額に算入される元利償還金等は、比率の算定から除外をされるという形になっております。

3ページの計算式でございます①から⑮の数値については、次の4ページ、実質公債費比率の状況の一覧表の該当する項目から年度別に数値を当てはめて算出をいたしまして、3カ年の平均値でもって算出をするものでございます。4ページの中段の一番右のところには3カ年の平均値が10.7となっております、これが本市の平成30年度実質公債費比率ということになってま

います。

なお、実質公債費比率における早期健全化基準は、議案書の2ページにありますとおり、25%となっております。財政再生基準は35%となっております。

次に、将来負担比率でございます。

資料は5ページになります。

これは、標準財政規模に対する一般会計等が将来負担をすべき実質的な負債の比率のことでありまして、実質公債費比率の算定と同様に、基準財政需要額に算入される分や将来負担額に充当可能な特定財源相当額等については、比率の算定から除外をされるものという形になっております。

将来負担額は、資料の5ページから6ページにかけて記載がありますイからチまでの合計額になります。これから7ページに記載があります充当可能基金額、特定財源見込額、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額、これらを差し引いた額が分子の額になるという計算になります。

7ページの一番下の算式のとおり、本市の場合、充当可能財源が将来負担額を上回っておりますので13億7,060万6,000円のマイナスとなっております。このことによって、将来負担比率は生じないため、議案書2ページのとおり、本市の将来負担比率は横棒表記になっているところでございます。

なお、将来負担比率における早期健全化基準は、市町村については350%というふうに定められております。

以上のように、本市の健全化判断比率の状況につきましては、4つの指標とも早期健全化基準を超えることはなく、現時点では健全な財政運営が行われているところでございます。

続きまして、議案書の3ページでございます。

平成30年度の公営企業会計に係る資金不足比率について説明をさせていただきます。

資金不足比率とは、公営企業における資金不足額の事業規模に対する比率のことで、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定によりまして、健全化判断比率と同様に監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し公表しなければならないということが定められているものでございます。

比率につきましては、資金不足額を事業の規模で割って算出をいたしますが、ここで言う事業の規模とは、各会計の公営企業決算状況調査における営業収益額ということになります。資金不足額とは、同じく公営企業決算の歳出額から歳入額、繰越額を差し引いた額となっております。

なお、早期健全化基準に相当するものとして、公営企業会計に係る資金不足比率においては、経営健全化基準20%というものが定められております。

下水道事業特別会計を例に御説明いたしますと、歳出額（１）には、平成３０年度の公営企業決算状況調査の歳出決算額１３億３，２３３万２，０００円が計上されます。

算入地方債（２）につきましては、建設改良事業以外に充てた地方債、例えば退職手当債などが対象になりますが、該当がないためにゼロになっております。

次の歳入額（３）につきましては、（１）と同様に、公営企業決算状況調査の歳入決算額１３億５，５０８万１，０００円が計上をされております。

繰越明許費繰越額（４）には、翌年度に繰り越すべき財源として５万円が計上されます。

次の資金不足額・剰余額（５）の欄には、計算式のとおり、歳出額に算入地方債を加えたものから歳入額と繰越額を差し引いて額を算出するわけですが、資金不足になる場合が正の数で、剰余金が出る場合は負の数字であらわすという形になっております。下水道事業特別会計は、２，２６９万９，０００円が剰余額として計上をされておるところでございます。

事業の規模（６）の欄には、公営企業決算状況調査の営業収益に相当する収入額から、受託工事収益に相当する収入額を控除した数値が計上されることとなります。下水道事業特別会計では、使用量収入等の４億９６万４，０００円が計上されております。

そして、一番右の資金不足比率の欄は、式が示すように（５）の資金不足額を（６）の事業規模で割って算出をするということになるわけですが、資金不足は発生をしていないので、同比率は横棒表記になっているところでございます。

あとの農業集落排水事業特別会計、浄化槽整備事業特別会計、簡易水道事業特別会計についても同じ計算方法で算出をしております、いずれの会計においても資金不足は生じていない状況になっております。

以上のとおり、公営企業に係る資金不足比率につきましても、現時点において比較的健全な状態であると判断をされるところでございます。

なお、監査委員の意見につきましては、財政健全化審査意見書及び公営企業会計経営健全化審査意見書に記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。５番、竹永議員。

○議員（５番 竹永 茂美君） 二、三点、お尋ねいたします。よくわかりませんので、わかりやすく説明をお願いいたします。

まず、比率算定資料のほうの２ページになりますが、右端にそれぞれ中段に連結赤字額で、実質収入額がそれぞれプラスになって、この計算式が成り立っているわけですが、特に下水道を含めて、繰入金措置されておりますが、この繰入金を国民健康保険、後期高齢者、下水道、

農業集落——特別会計にこの繰入金を入れなかった場合、この実質収入額がどのようになり、ひいてはこの連結実質赤字比率がどのようになるのか教えていただきたいというのが1点です。

2点目は4ページ中段、先ほどの一番右端の実質公債費比率が10.7で問題ないというふうな表記をされましたが、その横を見ますと、実質公債費比率で、単年度ということで、平成28年、29年、30年度と数値が上がっておりますが、この原因は一体何なのかを教えていただきたいと思います。

それから3点目が、5ページ、ハ、一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰り入れ見込み額ということで、下水道で87億8,967万3,000円という数値が入っておりますが、これは後のほうなのかもしれませんが、下水道の開始といいますか、始まって大分たちますが、いわゆる改修費等がこの中には多分入っていないと思いますが、この改修費等は、この表でいきますと、5ページの中ではどのような取り扱いになっているのかわかりませんので、教えていただきたいと思います。

以上、3点です。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） まず、繰入金を入れない比率がどうなるかという御質問でしたが、この各種比率につきましては、最初に説明したとおり、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにするための財政指標ということで、決められた計算式に基づいて算出をするものです。ですので、繰入金を入れない比率というものは存在しないというふうに思っております。

それから2番目の質問で、単年度で見た場合に実質公債費比率が増加しているという状況についての要因ということになるんですけども、平成30年度の数値が昨年度から——これは合計で1.1ポイントですから、10.87から12.38に増加をしているんですけども、この要因としては、この計算式ありますけど、④のところの数字が大分ふえております。これは農業集落排水事業特別会計の繰り上げ償還を行ったことが1つの要因になっておりますし、⑧のところ、これは工事をする分の財源に当たる部分なんですけど、ここが減っているのは、住宅家賃をこの償還に充てるんですけども、昨年は福益団地の防水工事をやりましたので、まず住宅家賃はそちらの維持にかかった工事等に充てた上で、残りを起債の償還に充てるということになるので、ここが減少しております。そういったことが要因となって、この数字が悪化しているということになっております。

それから3点目が、申しわけないんですけど、よく御質問を読み取れなかったんですけども。一般会計等以外の会計の地方債の元利償還に充てる一般会計からの繰り入れ見込み額、要は、下水道事業会計で言いますと、下水道の建設に対して起債を起こすわけです。起債を起こして、そ

の償還金の一部が地方交付税として戻ってまいります。そういった部分は本来、下水道事業会計に入れるべき金額になってくるので、そういったものは一般会計から下水道事業特別会計に基準内の繰入金として出しているわけです。そういった金額がここに上がってきているということでございます。

また御不明な点は、後ほどお尋ねいただければ、詳しく説明をしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 2点目と3点目はそれなりに理解したわけですけど、1点目は、その繰入金を引き抜いた計算をしたらどのようになるのかということをお尋ねしたので、そういう引いた金額でされたのを教えていただきたいと思います。すぐに出なければ、議会閉会までに教えていただければ結構です。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 大変申しわけないんですけども、それを計算する意味というのがないんじゃないかなというふうに思っております。あくまでも、これはもう、全国的に同じ考え方で比率を出して、それを比較しながら、それぞれの自治体の財政指標が適正であるかということ判断するためのものであるというふうに思っております。先ほども申し上げたように、繰入金を外してと言いますが、特別会計の繰入金の中には、当然入ってくるべき金額として繰り入れをしている分がありますので、そもそもそういった算式にはなっていないというのが、この指標ではないかなというふうに思います。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 確かに説明いただきましたように、このいろんな計算式は国の統一的な基準ではあると思いますが、その中に現実的には繰入金を入れているわけですので、課長としては価値のないという判断かもしれませんが、私としては、やっぱりそれだけの繰入金を出して、一般事業がいろいろなされていないということがありますので、そういう意味で参考として教えていただきたいということですので、御検討をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 大変申しわけないんですけども、議員みずから計算されてみて、それが、その数値をどうされるのか、どういう評価をされるのか、一度やられてみられて、どうしても必要があるのであれば、また企画財政課のほうに申し出いただければと思います。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。8番、熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） 話聞きよって、大体健全運営されているということですので、大体県下どのくらいの位置にうきは市がいるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 単純な比較というのはなかなか難しいと思います。今、お答えできる範囲で申し上げますと、4つの比率がありますけども、実質赤字比率、それから連結実質赤字比率、ここで県下、福岡市、北九州市を除いて27市ございます。その状況で言えば、数字が出ている自治体はございません。上の2つですね。それから将来負担比率、これについては27市のうち13の市で比率の数字が出ております。あとは、うきは市と同じ比率として上がっていないというような状況でございます。

以上になります。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 1点、健全化判断比率ということで、これは何ですかね、健全化法か何かというのがあってから、報告せないかんようになっているんだろうと思いますけど、この比率というのは単年度で継続されるものか、ここマイナスやから、赤字がないためマイナスで表示しておりますということは多分黒字だろうと思うんですけど、その黒字が5年前から比べるとどんどん減ってきているやらというような計算でこれはあらかずのか、その単年度、単年度で継続して見ていくのかということ、言っている意味わかりますかね、教えていただきたいと思ひまして、そこだけよろしくお願ひします。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） まず、上の2つの比率は単年度で、決算に基づく赤字があるかないかというのが影響してくる数字になります。

それから、3点目の実質公債費比率というのは、先ほど説明の中でも申し上げたように、3カ年の平均をもってあらかず数値になります。

それから、最後の将来負担比率というのは、今時点に、ここで言うならば、平成30年度の決算において、将来、償還していかなければならない起債の償還額、それから、それに基づいて基準財政需要額に算入される額であるとか、今、うきは市が持っている基金の額とか、そういったものも含めて計算をしているので、それはその年、その年ごとに計算をしますが、その時点における将来必要となる見込み額を含めて算定をした額という捉え方になるということになります。

○議長（櫛川 正男君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） そうすると、今、単年度と3年平均、3年平均は出ておりますけど、将来負担比率というのは、将来を見越してということであれば、このマイナス表示というよりは、今後どげん見越されているのかはお答えできますでしょうか。数字の表と公式だけなもので、なかなか自分でも勉強しておりましたけどですね。ただ、マイナスじゃないですけど、横線表記で健全化というのがよく見えないというか、こげなふうで健全化というのがよくわからないもので、将来負担比率だけでもようございますけど、これをどう市当局としては将来的に見て

いるのかだけ教えていただければと思います。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） この将来負担比率についてはマイナス13億7,000万円ということで、それだけ、うきは市は今ある市債を償還していく上での財源に13億円の余裕があるというふうな数字が今、出ているわけですね。

例えば、この7ページに充当可能基金額というのが106億円ございます。基金がそれだけあるから、将来の市債の償還に充てられる額として、これは上がっておるわけです。ですので、仮にこれをゼロで計算すると、将来負担比率というのは128.4%という数字が出てまいります。

また、あるいは丸の3つ目で、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込み額というのが142億8,000万円ありますけども、これをゼロで計算すると、将来負担比率というのは178.8%になるということになります。

とにかく今までうきは市は、合併特例債を中心に交付税措置がある起債を極力活用しながら、できるだけ基金を積み立ててくるというような方法で財政運営を行ってきておりますので、それが今、この13億7,000万円というマイナスということになっておりますけども、今後はやっぱり合併特例債もなくなってくるということになってくると、だんだんこのマイナスは減少していくという見込みになると思っております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 1点のみ、議案書の2ページですね。

昨年との比較で、この表の実質赤字比率、それから連結実質赤字比率、早期健全化基準が0.2%アップいたしております。これの説明をいただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 実質赤字比率の早期健全化基準の13.55%、これについては資料の1ページになりますが、これの上段のほうになります。この算式で計算をしていくことになります。ですので、要因としては、この標準財政規模の数字が変わってきたということになってくるんですけども、そういうことで御理解をいただければと思います。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第6号の報告を終わります。

日程第10. 報告第7号

○議長（櫛川 正男君） 日程第10、報告第7号うきはの里株式会社経営状況についてを議題と

します。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） それでは、議案書の4ページをおあげください。朗読は省略させていただきます。

うきはの里株式会社の経営状況につきましては、事前にお配りしております令和元年6月27日開催のうきはの里株式会社第21期定時株主総会の議案書抜粋版に基づきまして、経営状況につきまして御報告させていただきます。内容につきましては、経営状況の要点のみの説明とさせていただきます。

では、第21期定時株主総会議案書の3ページをお開き願います。

事業の概要です。

「九州じゃらん」道の駅人気度ランキングで3年連続ナンバーワンに選ばれたことで、ますます認知度が高まった年となりました。年度当初は客数が伸びませんでした。桃の本格的出荷が始まる6月から客数が増加し、桃、梨、ブドウ、柿の果樹類は順調に推移していきました。暖冬の影響により、野菜の販売は伸びませんでした。贈答品では高糖度表示をスタートさせるなどの工夫をいたしております。

地域総合商社の外販事業では、各種イベントや東京の福岡久留米館、企業内、職場での販売など幅広く推進を図り、年間売上高2,917万6,000円、前年比1,583万円増を達成しました。

DMO関連では、拠点であるウキハコで藤波ダム見学ツアーなどの体験型イベントを実施し、多くの来訪者を獲得することができました。

次に、実績推移でございます。

総売上金額ですが9億8,711万6,000円で、前年比105%となっております。

次の行の売上総利益は1億9,106万円です。これは、総売上金額から仕入れなどに係る売上原価を差し引いたものとなっております。

販売費及び一般管理費、そちらに販管費と書いてありますが、一緒です。販管費及び一般管理費は1億6,073万2,000円で、この経費を上欄の売上総利益から差し引きますと、下欄の営業利益3,032万8,000円で、前年比109%となります。

次に、預金利息などの営業外収益を加えて、その次の営業外費用を差し引きますと、経常利益が3,304万6,000円となります。そして、特別利益179万2,000円を加え、特別損失1,691万3,000円を差し引きますと、当期利益1,792万5,000円、前年比91%となります。特別損失とは寄附金1,129万円などでございます。

その下の欄は、利用者の延べ人数63万22人を記載しております。

4ページをお開き願いたいと思います。

株式の状況ですが、1株が5万円でございます。この5万円の価格について、前年と変更はございません。

次に、5ページをお願いいたします。

役員会などの実施状況ですが、取締役会や株主総会などの開催状況を記載しております。

次に、6ページをお願いいたします。

従業員の調書ですが、前年比1名増の32名となっております。

次に、7ページをお願いいたします。

平成30年度の事業の実施状況を記載させていただいております。主なものは、先ほどの3ページのところで御説明させていただきましたが、出荷組合との協力体制の強化や総合商社の外販事業推進、マスメディアの活用による宣伝等に努めたところでございます。

続きまして、9ページからの決算報告書をごらんください。

9ページの貸借対照表ですが、平成31年3月31日現在の財務状況をあらわすものでございます。

まず左側の大枠、資産の部でございます。流動資産として全体で3億1,567万4,768円です。内訳はその下に記載しておりますが、現金及び預金、売掛金などです。

次に、左の表の中ほどの固定資産として890万6,527円です。内訳は車両運搬具、什器備品などでございます。

一番下の欄になりますが、資産合計は3億2,578万4,629円となっております。

表の右の上、右大枠の負債の部でございます。流動負債として全体で5,403万4,829円です。内訳は買掛金、未払金などです。

次に、右表の中ほどの固定負債ですが、全体で1,217万7,380円で、役員慰労引当金として387万2,754円を引き当てています。負債合計は6,621万2,209円となっております。

その表の下の右下ですが、純資産の部でございます。内容は後ほど説明させていただきますが、純資産の部の繰越利益剰余金は3,157万2,420円で、前年度が2,641万6,566円ですので、515万5,854円の増加となっております。負債合計と純資産合計を足したものは、資産合計と同じく3億2,578万4,629円となっております。

続きまして、10ページの損益計算書をお開きください。

これは、1年間の収益と費用の状態をあらわす財務諸表となります。ここに記載しております数字は、3ページ目で御説明しました業務報告書の具体的な説明に当たるものでございます。右側の金額の欄がございしますが、純売上高は9億8,711万6,391円で、この純売上高から売

上原価の7億9,605万6,347円を引いたものが、売上総利益の1億9,106万44円となります。

次に、左側の科目の中ほどに販売費及び一般管理費がございますが1億6,073万1,875円です。

この表の一番下の段ですが、当期純利益は1,215万5,854円となっております。前年度が1,376万8,403円ですので161万2,549円の減少となっております。

11ページをごらんください。

11ページは、販売費及び一般管理費ですが、総額が1億6,073万1,875円で、詳細を記載しております。説明は省略させていただきます。

次に、12ページの株主資本等変動計算書をごらんください。

先ほどの貸借対照表の純資産の部における変動額のうち、主として株主資本の各項目の変動事由を把握するために作成されるものでございます。これは会社法に基づき作成される財務諸表となっております。

まず表の左側の端の一番下、当期末残高です。左側から資本金1億円、前年度と同額となっております。その右側の利益準備金は2,500万円、これは商法の規定によって、資本金の4分の1を積み立てていかなければならないものとなっているものでございます。

表の真ん中ほどに当期純利益、右端のほうですが、1,215万5,854円という記載がございますが、これが先ほど説明しました10ページの損益計算書の当期純利益額です。

この当期変動額のうち、当期純利益額の下欄になりますが500万円を別途積立金として積み立てを行っております。さらに株主配当金として200万円を出しております。合計700万円の減額としているところでございます。

整理しますと、表の中ほどの繰越利益剰余金の欄をごらんいただくと、当期純利益は1,215万5,854円から、配当金200万円と積立金500万円を差し引いて、残った515万5,854円に当期首残高2,641万6,566円を加えたものが、当期末残高3,157万2,420円となるものです。これが繰越利益剰余金となりまして、9ページの貸借対照表の右下の下から3番目の繰越利益剰余金となるものです。

次に、13ページの個別注記表をごらんください。

会社の会計方法について記載しておるものですが、下から3行目に昨年の定時株主総会において、1株当たりの配当金が5万円ですから、2%で1,000円と決定したことが記載されております。

次に、14ページをお開き願いたいと思います。

令和元年6月21日に行われました監査の結果が記載されております。

次に、16ページをお開きください。

第1号議案としまして、配当金を2%1,000円とすること。また別途積立金を前期同様の500万円とすることが議案として提案され、決定されております。

ここまでが平成30年度の経営状況の報告となります。

なお17ページ目以降は、令和元年度、今年度の事業計画となっておりますが、こちらについて説明は省略させていただきます。

以上をもちまして、地方自治法第243条の3第2項に定められております経営状況の報告を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

ここで暫時休憩とします。10時55分より再開します。

午前10時44分休憩

.....
午前10時55分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

ここで、中野企画財政課長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 先ほどの連結実質赤字比率のところ、竹永議員のほうから御質問がありました回答について、不足をしておりました部分もありますので、改めて補足で説明をさせていただきたいと思っております。

資料の2ページにあります連結実質赤字比率なんですけど、この計算のもとになる実質収支額というのは、決算で確定をした金額であります。決算で確定をした金額をもとに、この計算を行っておるといことがまず1点。

それから、仮に特別会計の繰入金を除けばというお話だったんですけども、そうであれば、仮の話ですけども、仮にそうであれば、一般会計の繰出金も計算から外さないといけないということになりますので、実質収支額としては変わらないということになるということを御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） それでは、報告第7号うきはの里株式会社の経営状況についての説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。4番、野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） 2点ほど質問したいと思っております。

まず、先ほど株主の関係がありまして、配当1株当たり1,000円ということでありました。

ただ、この株主の中にはうきは市の観光協会が6株、株主としてあったと思います。うきは市観光協会につきましては、皆様御承知のとおり、3月末をもちまして解散ということになっております。ということであれば、この配当をどこに出すのか、その点がどういうふうになっておるのか、それによって、もし相手先がないなら配当しないということであれば、また決算の内容が変わってくるんじゃないかなというふうに思いましたので、まずそれをお尋ねしたいと思います。

それと、3ページのほうで、事業報告の中にありますうきは地域総合商社という文がありますが、地域総合商社で前年比に対して売り上げを伸ばしたと。ただ、下3行目のほうから、今年度から新しく設立された一般社団法人うきは観光みらいづくり公社に総合商社の機能を引き継ぐということになっております。ただ、実際4月から新しい観光みらいづくり公社がスタートしておりますけど、なかなかそれが、どういう活動をしているのかというのが全く見えておりません。決算報告とは若干違うかとは思いますが、そのうきは地域総合商社と、このうきは観光みらいづくり公社との現在のかかわり方、どういった状況で運営されておるのか、ちょっと私たちが外から見ても全く動きが見えないという感じがいたしておりますので、その点もあわせて御報告をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） まず1点目の観光協会が3月に解散になって、その株主配当はどうするのかということなんですが、観光協会は解散して、一般社団法人うきは観光みらいづくり公社のほうにお金とか、そういうのは引き継いでおりますので、現在、道の駅としても観光みらいづくり公社が株主ということでの変更の手続を今、進めております。変更が終われば、配当をさせていただきたいと思っております。

それと、うきは地域総合商社の活動が見えないということなんですが、基本的には、道の駅の中にウキハコの事務所があって、そこでいろいろな取り組みをやってきましたが、今度の4月から観光公社に変わる関係で、観光公社のほうにも観光プロモーションと委託していますが、DMO関係は道の駅さんも出資をしていただいて、お金を出していただいて、その活動に充てるような形に今、変更しております。活動が見えないというのは、恐らく今現在は移動期間中なので、前年度と同じ流れを今、取り組んでおります。その中で今までと同じような流れを、ただ、今までは道の駅でやっていたんだけど、今度は道の駅の出資でうきは観光公社がやっている流れなので、まだどこが新たにすごい……。いろんなイベントとかやっておりますが、その辺で見えにくくなっているということでしょうか。やっていることは一緒でございます。ただ、やっているスタイルが観光公社に変わっているというふうに理解しているところですが。

○議長（櫛川 正男君） 4番、野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） ちょっと何が言いたかったのか、よく理解できなかったんですけ

ど、やっていることが一緒というか、まず、この観光みらいづくり公社と地域総合商社との位置づけというか、これが全く、当然、観光みらいづくり公社のほうに関しましては、やっぱり従来の観光協会の活動も引き継いでおるかと思います。そういった分と合わせて、この地域総合商社をどのように運営をしていこうとするのか、そこをどういうふうに道の駅としては引き継いだのか、そこら辺がちょっと見えないというところですね。

それと、このウキハコについては、ウキハコの運営についてはたしか委託しているかと思えます。そことの関係もどういふふうになっておるのか、ちょっとそこら辺が全てがごっちゃごちゃになっているような気がします。もう少しそこをきちんと整理した形で答弁いただきたいと思えます。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 道の駅の中に営業推進部があって、そこが地域総合商社DMO——DMOというのは着地型の観光ということで、体験メニューとかそういうのを含めて、うきはにたくさんお客さんをお呼び込むというのがDMOの価値でございます。今までは道の駅の営業推進部の中でDMOも販売促進もやっておりましたが、販売は営業推進部が当然残るんですけど、DMOの分につきましては、うきは観光公社のほうにかわりまして、そこからの委託で、ウキハコの今現在おる組織のほうに委託して活動をしているところです。

道の駅としては、今まではそういうDMOの管理者的な存在から、今度は、うきは観光みらいづくり公社が管理者的な存在になっているということで御理解いただきたいと思えます。

済みません、私の説明が未熟でございます。後で整理して、また御報告させていただきたいと思えますが、道の駅から観光公社に変わってるといふところだけはあれなんです、後で整理して、また御報告させていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 8番、熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） 少しお聞きしたいんですけど、市長が前から言っています、じゃらんで3年間1位ということでありましたけど、売り上げとは余り関係ないと思えますけど、もう、売り上げが伸び悩んでいると私は感じております。もう10億円を突破してもらいたい。なぜじゃらんで3年間1位で、宣伝もやっているのに上がらないのか。それはどういうのが原因か考えているのか。私が聞いたところによりますと、レジの際、行列ができてさばけていないということも聞いております。そういうことと、販売所の、今からの売り上げ増に対して販売場所の面積の限界があるのか、もう少し広くせないかんのか、そういうことをどう考えているか、ちょっとお伺いしたいと思えます。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 3点の御質問をいただきました。

売上げが伸びてないんじゃないかということなんですけども、一応前年比105%の売上げにはなっておりますが、多分、熊懷議員のほうは、出荷者が減ったりとか販売面積が足りないんじゃないかとか、そういう御心配だと思っております。当然、原因につきましては、10億円を目標にしておりますので、原因につきましては、こちらでも随時検討しておりますが、天候にもよります。台風の影響にもよります。昨年8月12日のお盆前は、1日3,000人で1,000万円とか数字もありましたけど、ことしを見れば、こういうような天候にもよりますので、当然、出荷者の方は道の駅だけに出荷しているわけではございませんので、ほかのところで売っているところをぜひ道の駅でもということで、売り切れが続出した場合はメールで連絡が行くとか、そういう販売努力はしておりますし、最近では、近隣のところで直売所のようなスーパーとかも設置されています。そういうところとの競争も激化しているので要因もあるし、一番危惧しているのは朝倉の被害があって、それから物すごくうきはへの流入も減っているところもあると思っております。

それと、レジで行列ができてさばけないんじゃないかということなんですけども、現在レジが屋内で5台、忙しいときには外に1台で6台で対応するようにしております。

先ほどの3番目の質問の場所の面積で限界があるんじゃないかというんですが、これは木造建築の面積の基準が1,000平米とかに限られておりまして、ちょっと今の状況では、あの中でレジ数をふやすとか販売面積をふやすというのが違法になってきますので、その辺には今、限界があつておるところでございます。

ただ、それを販売量を伸ばせないで行くのかということで、そういう何か対策はしなきゃいけないということで、駐車場を今、出荷者の人がもうちょっと出入りしやすいような駐車場をつくらうとか、そういうような取り組みは検討しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 8番、熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） 何か頑張っているのか頑張っていないのか、ちょっとよくわからないような。結局、何でレジで行列ができるとふえないか、建物が木造だから、もうふやせないということでしょう。私を感じたのは、糸島のほうに行って、伊都菜彩ですか。いいということで行ったら、レジにいっぱい並んで買う気がせんで、私は買わないで帰ってきました。そういうことがありますので、レジはふやせないなら、時間帯をどうか、何か考えんともう、売上げはふえないと思いますよ。レジでいつも並ばんなら、もう行きたくなくなりますからね。

それから、場所を広げるとか何とかも考えていかんと、売上げはもう伸びないと思います。

それと、売上げを伸ばすためには、やっぱり夏場は果物があります。だから冬場。冬場は何を販売したらいいかを考えていかないと、売上げはなかなか伸びないのかなと感じております

ので、そのところはちょっと考えていただきたいと思います。

それと10月からの消費税の対応はできているとは思いますが、そのところもお伺いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） レジで並ぶと、並びたくないのを買わずに帰る方もおられるということで、そういうのでレジがスムーズに流れるようにということで議員から御指摘なんですけど、ある意味、行列ができるというのは今、行列のできる飲食店とか、人気のあるところは行列があるところなんで、それをわざとしているわけではありませんので、従業員も限られた人間の中で5台、6台、忙しいときはそのレジに2人ついてやりますので、なかなかちょっと一生懸命やっているところですが、議員の御意見を参考にしながら、経営陣とも話し合ってきたと思います。

販売面積をふやさないと売り上げが伸びないんじゃないかということなんですけど、販売面積も当然、検討しなきゃいけないので、ディスプレイを2段にするとか、いろいろあるんですが、なかなか今、野菜の後継者が少なく、特に天候不順とかでなかなか出せない人も多い中で、その辺もありますので、冬場につきましては、5月から10月までは順調に来るんですが、それ以外の月が冬場の閑散時期になりますので、それにつきましては長年ずっと検討しておりますけども、冬場の野菜をぜひ出してくださいという出荷者へのお願いとか、道の駅間の交流物産の販売とかにも力を入れながらやっているところでございます。

最後は、10月からの消費税の対策です。10月からの消費税が8%が10%になる体制につきましては、レジの新しい新レジの軽減税率対応のレジの導入とかを考えておりますし、食べ物につきましては8%、食べられない木工品とか花とかは10%、お酒も10%というような軽減税率がございまして、それに対応した対策は道の駅のほうで10月、9月までには十分対応できる体制をとっております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 8番、熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） 消費税に対しては、ちゃんと対応しているということでもあります。

売り場面積も、もう広げられないと。レジも2人つけてやっているということで、これ以上できないということでしょう。ということであれば、やっぱり1月、2月ぐらいの販売をふやしていくことを考えていただきたいと思いますので、そのところをお願いして終わります。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 今、ふるさと納税でも、ふるさと納税を伸ばそうと商品開発とか、そういう生産者の方にお願いに回っておりますが、6次化産業支援センターがで

きておりますので、そちらからも何か新しい商品等できれば、加工品は年中売れるようになりますので、そういう対策とかも検討しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（櫛川 正男君） 11番、上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 1つお尋ねいたします。

お弁当とか総菜がたくさん出ていると思いますが、私は近くではございませんので把握できておりませんが、スーパー等で5時以降とか、時間が少したったらとりに来ていただくというよりか、完売してしまうような方法をスーパーでとられておりますが、道の駅では、そういうものに対して完売するような方法をやられているのか。それともつくられた方に引き取りをお願いしているものか、ちょっと教えてください。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） スーパーでは食品ロスをなくすというか、半額とか何割引とかで、ある程度の時間帯になるとするということですが、道の駅では出荷者の声も参考にしながら、値引きをすると値引き価格が道の駅のイメージになりますので、出荷者の御意向も踏まえて値引きはいたしておりません。道の駅は6時までですので、値引きする時間帯といっても、もうほとんどないということで御理解いただきたいなと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 11番、上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） ありがとうございます。私の質問の意図は、食品ロスにならないような、そういうことをお願ひしたいと思ひまして質問したわけですが、出荷者の方のお話もできているということですから安心はいたしましたけど、なるべくロスにならないようにお願ひしたいと思ひます。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） SDGsの食品ロスをなくすということで、市としては、先ほどの値段はちょっとブランド化の意味からもできないということなんですが、出荷者の方も、例えば雨の日は売り上げが下がるだろうとか、平日と土日の売り上げ量を計算して、出荷者の方も食品ロスが出ないように、それは経営につながるということで、そういうような対策はやっておりますので、今後ともそういうような情報交換を行いながら、何かいいことができればと思っておりますので検討していきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

職員の動向のところ、売り上げがそれなりにあるので職員をふやしたということは、地域でお金が回る大変いいことだと思ひて見ておりましたら、この資料の中の議案書の中に、第2号議案までの資料はいただいていたんですが、第3号議案、第4号議案、第5号議案、そして5番のそ

の他の資料がありませんが、それは意図的に提出なされなかったのか、それとも後で提出されるのかを含めてお尋ねしたいと思います。このことを出されるとするならば、やっぱり全部の資料を出していただいて検討すべきではないかなと思います。資料の提出はできるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） この資料につきましては、物すごく道の駅としても重要な資料でございますので、本来ならば取締役会しか出さない資料なんですけども、これを抜粋で出させておるところでございます。全ての資料を出すというには、ちょっと中身はわかりますので、抜粋という形で出させて、経営状況の報告にかえさせていただいているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） いただいた資料の、済みません、ぱっと開きませんが、11ページに販売費及び一般管理費で、人件費について役員等報酬、管理部門給与等と書いてありますから、別に第3号、第4号、第5号、その他がいっぱいあるとするならば、それは取捨選択されても構わないと思うんですが、第3号から第4号、第5号が出ないのはどのような意味か、教えてくださいたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 済みません、先ほどの抜粋という意味は、今回のうきはの里の経営状況を報告するのに必要な部分だけを抜粋しているということで御理解をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） それについては、若干の疑義があります。5ページに役員会の実施状況ということで、それぞれされているわけですがけれども、極端な言い方ですね、某会社の、例えば監査役になられている方が、監査の役員会とか取締役会とかに余り参加されないまま、その報酬を受け取っていたということもありますので、それは出させていただいて別に構わないんじゃないかなと思いますし、この方が役員として、取締役は書いてありますけども、頑張っているんだとかというふうな感じになると思いますので、出していただいたほうが私はいんじゃないかなと。そちらのほうが、その実態に応じた報酬が支払われているということで、クリーンなイメージが持てると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 先ほどの御質問は、役員報酬とかがどうなっているのが資料としてないということで御理解してよろしいでしょうか。

先ほど竹永議員がおっしゃいましたとおり、11ページに人件費のところがあります。役員等の報酬、管理部給与ですが、役員等の報酬というのは、これにつきましては、社長さんと道の駅、駅長の報酬と、あとそういう取締役が費用弁償として出てきた1日5,000円分の報酬を払っているだけでございますので、特別ここに資料として出すほどのというふうには理解しておりませんが、それでよろしいでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第7号の報告を終わります。

日程第11. 議案第58号

○議長（櫛川 正男君） 日程第11、議案第58号令和元年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 市民生活課、松岡でございます。よろしくお願ひいたします。

お手元の令和元年9月6日というふうに書いてあります、うきは市補正予算の43ページをお開きください。

議案第58号令和元年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

令和元年度うきは市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,367万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億1,284万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。令和元年9月6日提出。うきは市長高木典雄。

補正予算説明書51ページをお願いいたします。歳入でございます。

7款1項1目繰越金7,367万7,000円の増額補正でございます。平成30年度決算に基づき、繰越金を計上するものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

6款1項1目基金積立金6,999万9,000円の増額補正でございます。平成30年度決算
余剰金の一部を基金に積み立てるとして増額補正をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

9款1項1目予備費367万8,000円の増額でございます。余剰金のうち基金に積み立て
た残額を予備費に増額するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（**榎川 正男君**） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**榎川 正男君**） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第58号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**榎川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しま
した。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**榎川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**榎川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は可決することに決し
ました。

日程第12. 議案第59号

○議長（**榎川 正男君**） 日程第12、議案第59号令和元年度うきは市後期高齢者医療事業特別
会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（**松岡 美紀君**） 引き続き補正予算書55ページをお開きください。

議案第59号令和元年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところ
による。なお、今年度のうきは市後期高齢者医療事業特別会計予算全体における元号の表示につ
いては、「令和」に統一する。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ244万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億265万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年9月6日提出。うきは市長高木典雄。

補正予算説明書61ページをお願いいたします。歳入でございます。

4款1項1目前年度繰越金でございます。244万2,000円の増額補正でございます。平成30年度決算により、繰越金を計上するものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

4款1項1目予備費244万2,000円の増額補正でございます。歳入歳出の財源調整をするものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 先ほどのほうも出てましたけど、繰越金の出た理由、教えていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 繰越金の出た理由につきましては、支出が収入を下回って残余额が出たというような形になっております。

○議長（櫛川 正男君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） ……ばってんが、取り過ぎちよったということかな、ほんなら。極端に言やあ。

○議長（櫛川 正男君） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 医療費の伸びがそこまでなかったというふうに捉えていただいていいのかもしれない。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第59号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は可決することに決しました。

日程第13. 議案第60号

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第13、議案第60号令和元年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（**松岡 美紀君**） 人権・同和対策室、松岡でございます。引き続き補正予算書63ページをお願いいたします。

議案第60号令和元年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度うきは市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。なお、今年度のうきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算全体における元号の表示については、「令和」に統一する。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,468万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年9月6日提出。うきは市長高木典雄。

予算説明書69ページをお願いいたします。歳入でございます。

2款1項1目繰越金78万3,000円の増額補正でございます。平成30年度決算により、繰越金額が確定をしたため、増額補正をするものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

3款1項1目予備費78万3,000円の増額補正でございます。歳入歳出の財源調整を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（**櫛川 正男君**） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。13番、江藤議員。

○議員（**13番 江藤 芳光君**） ここでちょっとお尋ねをしておきたいと思います。この会計に

については、もう前々から終わると言いながらもずるずる来てます。そしてもう、予備費のほうがおぼ予算総額ですよ。お聞きしたいのは、いつごろをめどにしていますか。会計もこの特会の終了をですね。私が議員になったときからその話をずっとして、もう9年になりますけど、議長はよく御存じだと思いますが。

○議長（櫛川 正男君） 松岡人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（松岡 美紀君） めどとしては決めておりませんが、貸付金の返済がまだ終わっていない部分もございますので、それらを見た上で行く行くは考えていかなければいけないというところで、県のほうとも相談をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） この部分、今、13番議員の関連ですが、滞納があったら思えばってんが、その滞納は、もうきちっと今この分で回収していきよるといいますか。78万円。

○議長（櫛川 正男君） 松岡人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（松岡 美紀君） 随時収納をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） そんならもう何年で終わるち、わかるでしょう。その分だけ回収すりゃあいいっちゃけん。その辺を答えていただきたいと思いますが。

○議長（櫛川 正男君） 松岡人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（松岡 美紀君） 返済の内容についてお尋ねをされたいということよろしいですかね。そういうことで。（「……それはもう、特別会計がなくなるという……」と呼ぶ者あり）そういうところも含めたところで、県のほうとも話をしております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第60号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は可決することに決しました。

日程第14. 議案第61号

○議長（櫛川 正男君） 日程第14、議案第61号令和元年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。自動車学校長。

○自動車学校長（高木 慎君） 自動車学校の高木でございます。よろしく申し上げます。

それでは、補正予算書の71ページをお願いします。

議案第61号令和元年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。なお、今年度のうきは市立自動車学校特別会計予算全体における元号の表示については、「令和」に統一する。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ293万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,298万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年9月6日提出。うきは市長高木典雄。

それでは、77ページをお願いいたします。まず歳入でございます。

4款1項1目繰越金293万8,000円の増額補正を計上させていただいております。これは平成30年度決算による増額補正となっております。

続きまして、次のページ、78ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款2項1目事業費の中の需用費に100万円、修繕料に100万円を計上しております。基金積立金に193万8,000円計上しております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第61号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は可決することに決しました。

日程第15. 議案第62号

○議長（榎川 正男君） 日程第15、議案第62号令和元年度うきは市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 住環境建設課でございます。補正予算書79ページをお願いいたします。

議案第62号令和元年度うきは市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度うきは市の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。なお、今年度のうきは市簡易水道事業特別会計予算全体における元号の表示については、「令和」に統一する。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,260万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年9月6日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、85ページをお願いいたします。歳入の部でございます。

3款1項1目一般会計繰入金100万円の増額補正でございます。これにつきましては、歳出補正に伴う財源確保の繰入金でございます。

次のページをお願いいたします。

3款2項1目財政調整基金繰入金92万2,000円の減額補正でございます。これにつま

しては、前年度決算により財政調整基金繰入金の減額調整を行うものでございます。

次のページでございます。

4款1項1目繰越金14万5,000円の減額でございます。前年度繰越金の確定による補正を行うものでございます。

続きまして、次のページでございます。歳出の部でございます。

3款1項1目予備費6万7,000円の減額補正を行うものでございます。内訳といたしましては、歳入歳出の調整でございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（**榎川 正男君**） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**榎川 正男君**） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第62号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**榎川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**榎川 正男君**） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**榎川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は可決することに決しました。

日程第16. 議案第63号

○議長（**榎川 正男君**） 日程第16、議案第63号令和元年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（**江島 高治君**） 補正予算書89ページをお願いいたします。

議案第63号令和元年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度うきは市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。な

お、今年度のうきは市簡易水道事業特別会計予算全体における元号の表示については、「令和」に統一する。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,652万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年9月6日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、95ページをお願いいたします。歳入の部でございます。

4款1項1目一般会計繰入金、補正額400万円の減額補正でございます。これにつきましては、歳出事業に伴う財源の補正でございます。

次のページをお願いいたします。

5款1項1目繰越金569万8,000円の補正でございます。前年度繰越金の確定による補正を行うものでございます。

続いて、次のページでございます。歳出の部でございます。

1款2項1目施設維持管理費、13節、汚泥処理委託料として104万4,000円の増額を行うものでございます。この汚泥処理につきましては、本年4月から7月までの4カ月間の実績を踏まえまして、今回約15トン分の汚泥処理委託料の増額をお願いするものでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

2款1項1目公共下水道建設費、7節、嘱託職員賃金といたしまして39万6,000円の補正をお願いするものでございます。これにつきましては、来年度令和2年4月より企業会計に移行するため、28年度よりこの準備を進めておるところでございます。今年度、企業会計のシステムを9月末に導入する予定をしております、この会計の仕訳業務を行うようになるわけでございます。これに伴いまして、財務会計に精通した臨時職員をお願いしたいというところで、今回の補正予算をお願いしておるところでございます。

次のページでございます。

4款1項1目予備費でございます。こちらにつきましては、歳入歳出財源調整によるものでございます。

説明は以上になります。よろしく願いしておきます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 2点、お尋ねいたします。

毎年多額の繰入金が一般会計から出されているわけですが、いわゆる現状の下水道料金では、もう運営が成り立っていないということですが、その点について、今後どのように考えて

あるのかというのが1点です。

それから2点目が、97ページに汚泥委託料が増額になっておりますが、その原因はどのようなことと分析、考えてあるのか、その分析結果を教えてくださいたいと思います。

以上、2点です。

○議長（**櫛川 正男君**） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（**江島 高治君**） 2点の御質問でございます。この下水道会計の運営の状況でございます。

やはりこの下水道といいますのは、平成8年、9年ぐらいから、この建設工事を始めたわけでございます。当然、財源につきましては、補助並びに起債等を起こしながら工事を行ってきておるところでございます。現在この起債につきましては、100億円を超える起債がございますけれども、今後このピークが3年後ぐらいに来るわけでございます。この起債につきましては、当然基準内、基準外という言葉がございます、その起債をもとに今、下水道の会計を行っておるわけでございます。

単年で見ますと、収入とその年度の維持管理費につきましては、おおむねの使用料で賄えるというふうなところで現在おりますけれども、今、この下水道につきましては、概成を見ております。約100%ということで工事について終わっておりますけれども、平成15年からこの稼働を始めまして、もう既に17年ほどたっております。今後、将来に向けては大規模改修あるいは維持管理、こういったところに大きな経費がかかるというふうな見込みもあります。そういった中で国のほうからはストマネということで将来の経営状況を分析しながら、その経費の平準化を図るというふうなところで、現在このストマネあるいは企業会計を導入することによりまして、将来の維持管理をするというふうなところでございます。

ことしの10月からは消費税の導入によりまして、また使用者の皆様方にはそれなりの負担を強いるわけでございますけれども、そういった料金体系、安定した経営をするために料金を上げるという、その一方的な料金体系でもいけないというふうには考えております。そうした中、なるべく維持管理を抑えながら、そういったところを検討していきたいというふうにご考えておるところでございます。

それから汚泥の関係でございます。これは4月から現在7月までの実績を見たところ、ことしは特にゴールドンウイークがございまして、通常ですと、糸島のほうに汚泥を搬出しております。糸島が休みのときには、大牟田の日本コークスのほうに汚泥を持って行っておるわけでございますけれども、単価が違います。大牟田のほう若干処理料が高うございまして、今回7月までの実績を見ましたら、大牟田搬出の実績が多くなってきているというところで、今後、年度末まで行くと、今、当初見込んでおった汚泥の処理料が不足するのではないかとこのところ、その分、

15トン分の、その実績分を年度末までの汚泥処理の処理料というところで今回補正をしておるところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第63号については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は可決することに決しました。

日程第17. 議案第64号

○議長（櫛川 正男君） 日程第17、議案第64号令和元年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 補正予算書101ページをお願いいたします。

議案第64号令和元年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度うきは市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。なお、今年度のうきは市農業集落排水事業特別会計予算全体における元号の表示については、「令和」に統一する。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,732万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年9月6日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、107ページをお願いいたします。歳入の部でございます。

4款1項1目繰越金、補正額58万1,000円の補正でございます。これにつきましては、前年度繰越金の確定による補正を行うものでございます。

続きまして、次ページをお願いいたします。歳出の部でございます。

3款1項1目予備費、補正額58万1,000円の補正でございます。これにつきましては、歳入歳出の財源調整を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第64号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は可決することに決しました。

日程第18、議案第65号

○議長（榎川 正男君） 日程第18、議案第65号令和元年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 補正予算書109ページをお願いいたします。

議案第65号令和元年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度うきは市の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。なお、今年度のうきは市浄化槽整備事業特別会計予算全体における元号の表示については、

「令和」に統一する。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ46万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,926万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年9月6日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、115ページをお願いいたします。歳入の部でございます。

6款2項1目浄化槽整備基金繰入金、1節、浄化槽整備基金74万6,000円の減額補正を行うものでございます。前年度決算により、減額の調整を行うものでございます。

続いて、次のページをお願いいたします。

7款1項1目繰越金、前年度繰越金28万1,000円の増額補正でございます。前年度繰越金の確定による補正を行うものでございます。

次のページでございます。

3款1項1目公債費、元金につきましては、財源の組み替えを行うものでございます。

補正予算書118ページでございます。

4款1項1目の予備費でございます。補正額46万5,000円の減額補正でございます。財源の調整を行うものでございます。

説明は以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第65号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は可決することに決し

ました。

ここで暫時休憩いたします。13時15分より再開します。

午後0時02分休憩

午後1時15分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

ここで、樋口うきはブランド推進課長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 先ほど野鶴議員のほうから総合商社にかかわる道の駅とうきは観光みらいづくり公社の関係についての御質問がございまして、御回答させていただきたいと思います。

地域総合商社につきましては、大きく2つの役割がございまして、1つは外販事業、もう一つはDMO事業でございます。3月まではオールうきは体制を構築し、道の駅うきはがその主体となって外販事業とDMO候補法人の認可を取るなどの取り組みを進めてまいりました。ことし4月からは、外販事業はこれからも道の駅うきはが取り組み、DMO事業につきましては、うきは観光みらいづくり公社が引き継いでやっていっております。現在、公社ではDMO候補法人の認可を取るように準備を進めておるところでございます。うきは観光みらいづくり公社は、地域資源を活用し、観光事業の振興を図ることにより、地域経済の活性化に寄与することを目的に活動しておりますので、これからもどうぞ御理解のほど、よろしく願いいたします。

日程第19. 議案第66号

○議長（櫛川 正男君） 日程第19、議案第66号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

説明を求めます。人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（松岡 美紀君） 人権・同和対策室松岡でございます。よろしく願いいたします。議案書の5ページをお願いいたします。

議案第66号人権擁護委員の推薦について。

うきは市人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。令和元年9月6日提出。うきは市長高木典雄。

令和元年12月31日をもって4名の委員が任期満了となります。別紙記載の新任、再任の者を推薦するものでございます。なお、別紙の読み上げにつきましては省略をさせていただきます。お目通しをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 別紙4名のお名前と、それぞれの職業等の一覧表をいただいておりますが、残念ながら面識がある方が1名ということでもあります。したがって、人権擁護委員の個人情報にかからない程度で、どのような案件に取り組まれているのか、教えていただきたいと思っております。あるいは、この4名の方が過去名前を特定できなくても結構ですので、取り組まれた事例等があれば教えていただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 関連で13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） ちょっと関連で。今、竹永議員からありまして、まず私たちも知らないんですわね、人権擁護委員の任務。どういう活動をなさっているかということ、いま一度、ここで御紹介いただけませんか。

○議長（櫛川 正男君） 松岡人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（松岡 美紀君） まず江藤議員からのお尋ねであります人権擁護委員の任務という部分に関しましてですけれども、人権に関しまして、まず一番主な事業というのが相談事業というのをさせていただいております。浮羽と吉井のほうと分かれて、相談事業を月に2回やっておりますので、そちらのほうに業務として出ていただいております。そのほかに学校への教育事業と、あと人権に関しての啓発、そういうものを主に行っていただいておりますのでございます。

あと竹永議員の御質問でありました、どういった部分を今までやってこられたのかというところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 全協で資料をいただいたですよ。人権擁護委員の推薦についてということで。これじゃあ足りないということですか。松岡人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（松岡 美紀君） 全員協議会でお配りした資料があると思っております、そちらのほうをごらんになっていただくといいと思っております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第66号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決ま

した。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号人権擁護委員の推薦については適任とすることに決しました。

日程第20. 議案第69号

日程第21. 議案第70号

○議長（櫛川 正男君） 日程第20、議案第69号市有財産の貸付けについて、及び日程第21、議案第70号市有財産の貸付けについては関連がありますので、一括して議題といたします。

説明を求めます。保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 保健課です。よろしくお願いいたします。

議案書8ページをお願いいたします。議案第69号と第70号は、浮羽老人ホームの民営化に係る市有財産の貸付けに関する議案でございます。

議案第69号市有財産の貸付けについて。

市有財産を次のとおり無償で貸し付けたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。令和元年9月6日提出。うきは市長高木典雄。

1、貸付けする財産の表示、次のページの土地、建物一覧表のとおりでございます。

2、貸付けの相手方、三井郡大刀洗町大字高樋1245番地1、社会福祉法人ふたば会理事長久保山久義。

貸付けの目的、施設の移転整備の間、養護老人ホーム運営のための土地・建物として貸し付けるものでございます。

貸付けの期間、令和2年4月1日から新施設の運営を開始する日の属する月の前月の末日まででございます。

本議案は、既存施設財産の無償貸し付けに関する議案でございます。養護老人ホーム、浮羽老人ホームにつきましては、本年3月31日をもって一部事務組合を解散し、社会福祉法人ふたば会にその運営を委譲したところでございます。あわせて、社会福祉法人ふたば会によって市が所有する新たな土地——具体的には210号沿いにある、と畜場跡地でございます——に新施設を建設し、令和2年4月1日からは、その施設において引き続き養護老人ホームの運営を行

う予定でございました。そして、この間の市有財産の賃貸借につきまして、昨年の9月議会におきまして、現在の老人ホームの土地、建物につきましては、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの1年間、無償で貸し付けることについて議会の承認をいただいたところでございます。しかしながら、本年度に入りまして、社会福祉法人ふたば会に対する福岡県からの施設整備に係る補助金の交付決定がおくれたことなどを理由に、当初予定しておりました新施設の建設スケジュールにおくれが生じることが社会福祉法人からの報告で明らかとなりましたことから、本9月議会に市有財産の貸付けに係る議案を再度提出し、無償貸し付けの期間の延長をお願いするものでございます。

続きまして、議案書10ページをお願いいたします。

議案第70号市有財産の貸付けについて。

市有財産を次のとおり無償で貸し付けたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めます。令和元年9月6日提出。うきは市長高木典雄。

貸付けする財産の表示、貸付ける土地の所在地は、うきは市吉井町福永70番7、地目、宅地、面積496.55平米と、うきは市吉井町福永72番1、地目、宅地、面積1,426.35平米、合計1,922.90平米でございます。うきは市と畜場跡地用地でございます。

貸付けの相手方、三井郡大刀洗町大字高樋1245番地1、社会福祉法人ふたば会、理事長久保山久義。

貸付けの目的、養護老人ホーム施設の移転整備用地として、運営開始までの間、貸し付けるものでございます。

貸付けの期間、令和2年4月1日から新施設の運営を開始する日の属する月の前月の末日まででございます。

本議案につきましても、先ほどの議案第69号の説明で申し上げましたとおり、新施設の建設スケジュールにおくれが生じることとなったことから、昨年9月議会で御承認いただきました平成31年4月1日から令和2年3月31日まで1年間の無償貸し付けの期間の延長をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑は議案番号を述べて行ってください。質疑はありませんか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 何点かお尋ねいたします。

まず1点目は、貸し付けの期間が施設の運営を開始する日の属する月の前月の末日までと書いてありますが、おおむね建設完了の予定がわかれば教えていただきたいというのが1点目です。

それから2点目に、現在、居住している方がおられますし、当然それに伴う関係者の方もおられるわけですが、その方々への周知はどのようになされるのか。

3点目は、浮羽老人ホームは解散してふたば会のほうに行っているんですけども、イメージ的に言えば、建物が変わったから入居費を含めているような経費については、そんなもの、変わるというふうな理解だと思うんですけど、入居している場所は全然変わらずに入居費等々の経費がかかるのか、かからないのか、ちょっとそこはわかりませんが、それを含めた金銭的な弊害というか、問題はないのか。

それから4点目は、第70号になりますが、跡地ということで草もどんどん生えてるんじゃないかなと思いますし、そういうことを含めた管理のあり方と、周辺住民の方に新しい施設ができますよという説明をされていたとすると、それがおくれるということは現状を見ればわかると思いますけども、周辺住民への説明等については、どのようなことが計画されているか。

以上、4点、お尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 私のほうに法人のほうからいただいておりますスケジュールでいきますと、新しい施設での運営の開始は来年の8月1日ということになっております。

それから、入所者への新しい施設への移転がおくれるという話については、施設側のほうから入所者及びその御家族、親族のほうにはおおむね説明はしているというふうに報告を受けております。

それから入所費用については、現在の施設それから新施設、基本的には入所者が負担される金額に違いはないというふうに考えていただいて結構だと思います。

それから、新しい建設用地でございますけれども、一度、保健課のほうで草刈り、近隣に御迷惑が掛かりそうなら草が生えておりましたので、保健課のほうで1回草刈り作業はいたしましたけれども、また最近見ておりますと、また草が生えておりますので、老人ホーム側と市のほうで、また合同で草刈りを、建設までもう少しございますので、草刈りのほうは行っていきたいと思いますけれども、新施設の建設用地の周辺の住民の方には、施設建設がおくれるというような住民に対する説明は今のところ行っておりませんので、そのあたりは施設側とまた協議をしていきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） お尋ねをしたいのは、市長からも冒頭説明もありまして、一応旧浮羽郡で設立したこの老人ホームをいよいよ前年度末で終わりました。久留米市との精算も終わって、今回の決算の中で最後の決算が認定に付されております。この件については、異論はありません、この期間延長はですね。

ちょっと市長のほうに答弁いただくようなことになろうと思うんですけど、跡地の今、旧老人ホームの、ここにある議案第69号の土地、建物、建物が老朽化もしているし耐震の関係もあるかもしれません。その後、解体費も久留米市との協議の中で精算も終わっております、もう、うきは市の普通財産としての対応になってきておりますが、その後の利活用について、どこからか土地の売却なり要請があつてるのか。今後どのように——1つの遊休施設にこのままであればなっていくと思うんですけど、その後の利活用に何らかの考え方なり予定があるのかどうかを、まずお伺いさせていただきたいと思うんですが。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長

○市長（高木 典雄君） 御指摘の従前うきは市が管理しておりました、うきは市、久留米市の一部事務組合であります浮羽老人ホームの跡地につきましては、今、課長のほうから答弁がありましたように、もともと今年度末には新しい施設のほうに移転するということであつたんですけども、先ほどから今、御提案させていただいてますように、若干県からの交付決定の通知がおくれたことによって、それが延びると。そしてまた8月という話も今、担当課長のほうから話があつたんですけども、昨今オリンピック絡みでいろいろ建築がなかなか不落状態というか、入札に参加しない事業者の方もあられるということで、非常にそこが不透明になつてるといことがまず第1点であります。

そんな中で今、遊休施設の活用プロジェクトチームのほうで、この施設についても1つの対象施設として、今、そちらのプロジェクトのほうで考えておりますが、今の時点で具体的にどのように活用するかという案は出ておりません。

なお、久留米市との協議の中では、あそこを解体することが大前提で今、精算をやつてますので、それを解体しないで何らかの形で活用ということになりますと、久留米市側との再度の協議も必要になってきますし、なかなかいろんな調整が必要な案件ではないかと、このように思っています。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） ありがとうございます。これをそのまま既存施設を活用する場においては、久留米市との再度協議が必要であるということになるというふうに認識をいたしました。

私もこの間も関心を持って、いろんな話もありますもんですから、老人ホームの納涼祭りにも参加させていただきました。建物の間取りなり、いろんな施設機能を見てみますと、非常に生活をするには、このまま壊してしまうにはもったいないという思いが正直しますもんですし、平屋建てでもありますから、そういう関係で、いろいろスポーツ関係の話として、その辺を何とかという話も聞き及んでおりますもんですから、その辺のプロジェクトの中で1つの話としてできれ

ばいいなという希望を持っているところでございますが、何とぞ、あとはもう……市長に1つの要望としてお願いするしかございませんが、最後にこれを、この延長した後に明け渡した場合に、解体というのが一定の期限が付されているのかどうかもあわせて御答弁をお願いしたいと思います。その考えを、私が申し上げるような考えが市長の中にあるやなきや、その辺の可能性についてお願いをいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長

○市長（高木 典雄君） 繰り返しての答弁になりますが、久留米市と仮の精算と申しますか、事務継承に当たっての仮の精算をやって、その中で、解体前提で久留米市からもお金を拠出いただいているという関係もありますので、この場でどうするこうするというのは差し控えさせていただきたいと思えます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで議案第69号、議案第70号の質疑を終わります。

お諮りします。議案第69号、議案第70号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第69号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は可決することに決しました。

次に、議案第70号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は可決することに決し

ました。

日程第22、議案第73号

○議長（櫛川 正男君） 日程第22、議案第73号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） 総務課の田箆でございます。よろしくお願いいたします。議案書は29ページになります。よろしくお願いいたします。

議案第73号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

次のページ、30ページをお願いいたします。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布されております。これまでは、成年被後見人等につきましては、欠格条項により資格等を一律に排除する仕組みとなっておりますが、資格、職務、業務等に適した能力の有無を個別的、実質的に審査し、判断する仕組みに移行させる改正が行われまして、国におきましては、整備法で約180の法律について見直しが行われております。本市の例規につきましても同様な考えをもちまして、成年被後見人等に係る欠格条項などの権利を制限しております規定について見直しを行う必要があることで、改正が必要となる5つの条例の一部改正を一括して行うものでございます。

これからは新旧対照表で説明をさせていただきます。新旧対照表の17ページをお願いいたします。第1条の関連でございます。

第1条は、うきは市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の改正となっております、その第5条第1項を改正するものでございます。地方公務員法第16条第1号成年被後見人または被保佐人となっておりますが、その第1号が削除されたことによりまして、第2号が第1号へと繰り上がることで、条例の引用箇所を改正を行うものでございます。

続きまして、新旧対照表は18ページから20ページになります。第2条でございます。

うきは市職員の給与に関する条例の改正を行うものでございます。現行条例におきまして、期末手当及び勤勉手当は基準日6月1日と12月1日になっておりますが、その1カ月以内に成年被後見人等となり失職した者については、支給の対象とする旨を規定しておるところでございますが、前条と同様に、地方公務員法の改正により職員が成年被後見人等に至ったことをもって当然に失職することがなくなることから、不要となる規定を削除するものでございます。あわせて

禁錮に係る文字の整理を行うものでございます。

続きまして、新旧対照表 2 1 ページ、2 2 ページになります。第 3 条でございます。

うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正でございます。条例の 2 3 条の改正となりますが、児童福祉法第 3 4 条の 2 0 の改正により、同条第 1 項第 1 号、こちらも成年被後見人または被保佐人となっております。その第 1 号が削除されたことに伴いまして、同項第 2 号以降の号が繰り上がるものでございます。

続きまして、新旧対照表 2 3 ページから 2 4 ページになります。第 4 条でございます。

うきは市公共下水道条例の改正でございます。下水道排水施設指定工事店については、下水道条例において指定基準を定めておるところでございますが、現行条例におきましては、第 9 条で成年被後見人、または被保佐人に該当する者は指定工事店の指定対象外としておりましたものを、指定工事店の指定基準に係る欠格条項から成年被後見人または被保佐人を削除し、所要の改正を行うものでございます。

あわせまして、1 3 条の責任技術者の登録の資格についても同様の改正を行うものでございます。

最後になります。新旧対照表 2 5 ページになります。第 5 条でございます。

うきは市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の改正でございます。現行条例の第 4 条第 1 項におきまして、成年被後見人または被保佐人は消防団員になることはできないとの規定をしておりますが、地方公務員法の改正を踏まえまして、第 1 号を削除いたしまして、第 2 号以降の号が繰り上がるものでございます。あわせて文言整理等の所要の改正を行うものでございます。

なお、この本条例につきましては、令和元年 1 2 月 1 4 日からの施行となります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。1 3 番、江藤議員。

○議員（1 3 番 江藤 芳光君） この制度そのものも何となくわかりよところしか自信はありませんが、お尋ねしたいのが、これはネットで拾った資料ですけど、「成年後見制度を利用していることをもって、資格等から一律に排除する取り扱いを改め」、これはもう、欠格条項を意味していると思います。「資格等にふさわしい能力の有無を個別的、実質的に審査、判断する仕組み」、これは括弧書きで「個別審査規定へと見直されました」ということですが、この個別審査規定、この事案に該当する公務員、役所の職員もおるやおらんや、消防団も含めてあると思うんですけど、この個別審査規定へとということで、具体的に言うとどういうことを想定してしてますか。誰がこれを判断していくのか。この辺がちょっと総務課長、わかれば、それで大体認識でき

ますのでお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） まず、うちのほうは職員の採用等のことにかかわってくるかと思えます。今までは成年被後見人または被保佐人になった場合については採用試験も受けられませんし、なった時点で公務員をやめなければならないような規定でございました。今回からまず試験を受けることは可能とすることをごさいますて、その中で教養試験とか面接とか、そういうものを見ながら今後、採用とかしていくようなことで、その時点時点を見ながら判断をしていくということで理解しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第73号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は可決することに決しました。

日程第23. 議案第74号

○議長（櫛川 正男君） 日程第23、議案第74号うきは市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 市民生活課、松岡でございます。よろしくお願ひいたします。議案書の33ページをお願いいたします。

議案第74号うきは市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。朗読は省略させていた

だきます。

次のページをお願いいたします。あわせて新旧対照表は26ページをお願いいたします。

うきは市印鑑条例の一部を改正する条例につきましては、住民基本台帳法施行令の一部改正に伴う所要の規定の整備といたしまして、この条例の一部を改正するものでございます。改正点といたしましては、大きく2点ございます。

1点目は、住民基本台帳法施行令にあわせた細かな文言の整理を行いました。

2点目といたしまして、住民基本台帳に記録をされた旧氏が登録印鑑とみなされるように、条文中に旧氏に係る文言を追加いたしました。施行日は住民基本台帳法施行令の一部改正の施行日である令和元年11月5日となります。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 課長に参考までにお尋ねをさせていただきます。

私がちょっと勉強したところによると、今回の改正というのは、これは平成27年の12月6日の最高裁の判決が出て、夫婦同姓は合憲であると。憲法に合致してますよと。そうすると、離婚してから女性は6カ月間は再婚禁止という、これは違憲ですよということから、このはしりになってきているように読めるんですが、今回の改正は社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増加しているというのが、このきっかけになっているように書かれております。うきは市でも、聞きたいのは、1つは、こういう動きは、うきは市の中で、女性の働き方改革的なもので、そういう要望がうきは市も現実あったのかどうかをちょっと聞きたいなと思って質問に立ちました。意味はわかります。

○議長（櫛川 正男君） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） うきは市における要望なりという部分につきましては、私、今の部署に来てからまだ1年半なんですけれども、その間、要望という部分というのはございません。あくまで女性活躍の推進の観点からというようなところで、この法律が、住民基本台帳法が改正されておりますので、その部分での影響してくる法律の改正というところで、ここの印鑑条例のほうの改正をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） わかりました。11月5日施行になりますが、この具体的な手続を教えてください。

○議長（櫛川 正男君） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 具体的な手続という部分につきましては、申し出をまずしていただくというような形になりますので、御本人からの旧姓を住民基本台帳なりに記載をしてくださいというような申し出をしていただいた上で、こちらのほうが事務をするというような形はなってくると思います。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第74号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は可決することに決しました。

日程第24. 議案第76号

○議長（櫛川 正男君） 日程第24、議案第76号うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 福祉事務所長の末次でございます。議案書の39ページをお開きください。

議案第76号うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。朗読は省略いたします。

次のページをお願いいたします。

うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する

条例。条例新旧対照表は33ページでございます。

厚生労働省令の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。これまでは、放課後児童支援員は都道府県知事が行う研修を終了したものでなければならぬとされていましたが、指定都市の長が行う研修も支援員認定資格研修となったため、改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） ちょっとお尋ねします。指定都市の長というのは、具体的にどういふことかということをお尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 政令指定都市の長が行うもので、全国で20都市ある指定都市の長が行う研修でございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 私もちよつと十分に勉強して質問したわけじゃないので失礼しました。今までのとおりと、そういう意味では、うきは市は今までどおりということですよ。特に変わったことはないということですね。要するに指導員の方が県の研修を受けて、基準を定めだよね。と同じという意味ですよ。

○議長（櫛川 正男君） 違う。

○議員（6番 岩淵 和明君） 違うのか。ごめんなさい、私の理解間違ってますね。ごめんなさい、失礼しました。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） これまで福岡県の県が行う認定研修と指定都市の長が行う研修、どちらも認定の要件、研修の要件となりましたので、うきは市の方は、どちらの研修を受けられても支援員になるという意味でございます。

○議長（櫛川 正男君） 6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） わかりました。両方受けるということで、失礼しました。そういう意味で、今現状、支援員のところの全体の指導員がいると思うんですけども、その中でどのくらいの方がその指定の研修をされて終了しているか、それをわかれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 現在、学童ごとに報告してもよろしいでしょうか。吉井学童が

11名のうち5名、支援員でございます。千年のほうが10名のうち4名、江南が6名中2名、福富が11名中4名、御幸が8名中6名、大石が4名中3名、妹川が15名中3名、遊林が3名中2名研修を終了されて支援員になっていらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第76号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は可決することに決しました。

ここで、松岡市民生活課長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 先ほどの江藤議員の御質問でありました住民基本台帳の手続の関係でございます。追加で補足で説明をさせていただきます。

こういった手続をすればいいのかという部分でしたけれども、まず、住所地の市区町村に御本人から申し出をしていただくというところは原則なんですけれども、申請をする際に、請求者の方は記載を求める旧氏はその者の旧氏であることを証明するような戸籍謄抄本等を持参していただくというような形になります。そういうものをお持ちになってから、申請をしていただくということになります。よろしく願いいたします。

日程第25. 請願・陳情の委員会付託

○議長（榎川 正男君） 日程第25、請願・陳情の委員会付託を行います。

今まで受理した請願及び陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、会議規則第

86条の規定によって所管の委員会に付託をします。

○議長（櫛川 正男君） 以上で本日の議事日程は終了しました。

ここで、楠原市長公室長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。楠原市長公室長。

○市長公室長（楠原 康成君） 市長公室長、楠原でございます。私のほうから1点、おわびとお願いがございます。

本日午前中に行政報告をさせていただいております。その折にA4、1枚の資料を配付させていただいております。その中に一部訂正がございましたので、差しかえをお願いしたいと考えているところでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。これから、今後このようなことがないように対応していきたいと思っております。申しわけありませんでした。よろしくお願ひいたします。

○議長（櫛川 正男君） 御連絡します。あす9月7日から9月8日までは休会とし、9月9日、本会議を開き、一般質問を行います。

以上です。本日はこれで散会します。

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後2時05分散会
